

2. 法形式の比較について

	条例	憲章	各種のまちづくりに関する宣言
説明	普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定めるもの ¹	自治体運営の基本姿勢・方向性を示すもの(一般論的) (参考) 人権規定型憲章、団体規約型憲章、アメリカにおける都市憲章、基本原理型憲章などがある。	ある特定の事案に対し、自治体としてその活動等を推進すると広く知らしめるもの(一般論的)
位置づけ	普通地方公共団体は、 <u>義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</u> (※自治法第14条第2項)	法令等の定めはない (参考) ・丹波篠山市市民憲章 ²	法令等の定めはない (参考) ・市民参画田園文化都市宣言 (H16.4.1) ・丹波篠山農都宣言 (H21.2.7) ・非核平和都市宣言 (H21.2.19) ・丹波篠山市気候非常事態宣言 (R4.1.5) ・丹波篠山市ワクワク環境みらい都市宣言 (R5.1.18)

¹ 総務省 HP 参考 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000836266.pdf)

² わたくしたち丹波篠山市民は、一人ひとりが力をあわせ、かけがえのない人権、平和、環境を守り、幸せに暮らすまちをつくるため、未来に向かって、誠意と責任を持って、ここに市民憲章を定めます。1. 人権を尊重し、あたたかいまちをつくります。1. 自然を愛し、美しいまちをつくります。1. 文化を培い、心豊かなまちをつくります。1. 心身を養い、生きがいのあるまちをつくります。1. 産業を育み、活力のあるまちをつくります。

	条例	憲章	各種のまちづくりに関する宣言
地方自治法の議決要否	要 ³	否（※丹波篠山市議会基本条例上は必要 ⁴ ）	否（※丹波篠山市議会基本条例上は必要 ⁵ ）
民主的正統性	あり	なし（※議会審議を経た場合はあり）	なし（※議会審議を経た場合はあり）
法的拘束力 規制の程度	あり・高い	ない・低い	ない・低い
そのほか （参考）	政策 ⁶ と法（≡条例）の関係性について	自治基本条例に自治憲章としての役割を持たせるところもある ⁷ 。	-

³ 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。二 予算を定めること。三 決算を認定すること。四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（後略）

⁴（議決事件の拡大）

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

（1）市民憲章の制定又は改廃に関すること。 （2）市花木等の制定又は改廃に関すること。 （3）各種のまちづくりに関する宣言の制定又は改廃に関すること。

（4）姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。 （5）総合計画における基本構想及び基本計画 （6）前各号に掲げるもののほか、総合計画の施策体系に示す各分野の基本的な計画（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）の制定又は改廃にあたって、議長が必要と認めるもの。

2 議会及び市長等は、前項に掲げるもののほか、必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

⁵ 同上

⁶（前略）政策は「行政活動を行うためのシナリオ、プログラム」と考えられていますが、そうした「政策」のうち、形式を備え、手続きを踏んで決定され、他のルールとの整合性の観点から加工されたものが「法」といえることとなります。（中略）その重要度が高くなればなるほど、簡単に変更できないよう形式と手続きを高めていく必要があります。「政策法務の理論と実践」（政策法務研究会、第一法規）P33

⁷「政策法務の理論と実践」（政策法務研究会、第一法規）P484

3. 条例の制定過程にかかる検討シート⁸に基づく現状の確認

検討事項	丹波の森づくりにかかる検討内容	検討状況	(参考) 福井県の記述事例 「政策法務の理論と実践」(政策法務研究会、第一法規)
①立法課題	丹波の森づくりの理念を丹波地域の住民が認識し、丹波のもりづくりに住民がかかわっている状況 →第1回資料 P9	検討済	「男女共同参画社会」 男女が性別に関わりなく、個性や能力を十分に活かし、対等なパートナーとして喜びと責任を分かち合う社会
②立法課題の行政計画上の位置付け	丹波篠山市における行政計画において丹波の森宣言、丹波の森構想に係る記述が直接的に読み取れるものはない。しかしながら、施政方針等によってその重要性が説明されている。 →第1回資料 P11?	今後も検討	「〇〇市総合計画」の重要施策の一つとして、「男女共同参画社会の形成」を掲げている。また、「〇〇市男女共同参画プラン」で男女共同参画に関する基本計画及び実施すべき施策を掲げている。
③立法課題に対するこれまでの対応	職員研修の実施や事業実施の際に啓発、丹波の森大学における講義前に映像放映する等。SNSによる情報発信や協会広報紙、各種イベントのチラシ・ポスター掲載等。県民局への訪問・周知活動、丹波の森構想推進連絡会の開催、県市職員への学びの場を提供、県市担当部門との協働。 →第1回資料 P10	検討済	公聴制度による指導程度 〇〇年に市民部に女性問題対策室を設置、〇〇事業を実施 女性問題対策費として、〇〇千円を計上
④既存関係法令等の関係	未	今後検討	男女共同参画基本法、団除去雇用機会均等法 育児介護休業法、DV防止法

⁸ 「政策法務の理論と実践」(政策法務研究会、第一法規) P2036～

検討事項	丹波の森づくりにかかる検討内容	検討状況	例示（福井県の事例）
<p>⑤立法事実・社会的 経済的背景</p>	<p>時間の経過とともに丹波の森宣言の認知度が低下し、丹波の森づくりの理念を理解している人が減ってきている。こうした状況を踏まえ、丹波篠山市としても、市民と丹波の森づくりに係る理念をしっかりと共有し、市民が「もりびと」として、丹波の森づくりに関わるよう図っていく必要性が高まっている。</p> <p>→第1回検討資料 P1</p>	<p>検討済</p>	<p>全ての人は男女の別に関わらず法のもとで個人として尊重されるが、女性の人権侵害や性差別など、社会の中で男女平等の実現が阻害されている面がある。男女が共同で参画できる社会を実現することを、市役所、市民及び事業者が連携し、及び協働しながら、積極的に取り組むことが早急に求められる。</p> <p>男女共同参画に関する市民意識アンケート調査結果 社会における女性の参画割合 国勢調査、社会生活基本調査、勤労統計など</p>

<p>⑥立法課題の重要性 (必要性/正当性)</p>	<p>丹波の森の豊かさ、美しさは、当たり前存在するものではなく、人々の営為がなければ、失われてしまいかねない。このように地域の自然や文化の豊かさ、丹波の森づくりを捉えることで、その価値を再評価することができるとともに、主体的な関わりにつながり、ひいては丹波の森の持続可能性を高めることになる。逆にいうと、丹波の森の豊かさを表層的に捉えるだけでは、もりびとになることは期待できず、主体的な関わりには結びつき難いと考えられる。丹波の森の理念をしっかりと共有することの意義は、こうしたところにあると考えられ、生業（生活）と自然が離れてしまいがちな現在においては、丹波地域の住民と自然とを接続するものとして、その重要性は一層高まっていることから、丹波の森づくりにかかる理念の条例化を図る。 →第1回検討資料 P10</p>	<p>検討済</p>	<p>憲法は、個人の尊重、法の下での平等を謳っておりこの理念を現実のものとし、男女がその個性と能力を十分に発揮できる社会を築いていくために、更なる意識の改革が必要である。 男女共同参画基本法を受け、個人の人権を侵害することのないよう市、市民、事業者の役割を明確にし、男女共同社会の実現が図れるようより地域に密着した実効性のあるものとするため立法化する。</p>
<p>検討事項</p>	<p>丹波の森づくりにかかる検討内容</p>	<p>検討状況</p>	<p>例示（福井県の事例）</p>
<p>⑦立法課題の緊急性</p>	<p>丹波の森づくりに係る認知については、ほぼ半数が「丹波の森宣言等」を聞いたことがなく、あると回答した人でさえ、その理念や活動まで知っている人は1/3程度しかない状況であるとともに、若い方の認知に課題があることがうかがえる。丹波の森づくりにかかる理念を知る人、語れる人が少なくなり、引き継がれなくなる恐れがある →第1回検討資料 P7</p>	<p>検討済</p>	<p>男女共同参画基本法、男女雇用機会均等法、DV防止法制定と、着実に法整備がなされ、市役所においても、女性問題対策室を設置し、施策展開してきたが、社会の中で依然として男女差別などが存在する。来年の〇月条例施行予定（議会スケジュールを含めたスケジュールを目安として記載）。</p>

<p>⑧立法課題に対する 手法</p>	<p>未 (どのような手段なり措置を条例に書き込むか)</p>	<p>今後検討</p>	<p>審議会の設置、行政機関への申し出、苦情処理制度など。それぞれのメリット、デメリットを記載</p>
<p>⑨先進自治体の条例</p>	<p>未</p>	<p>今後検討</p>	<p>男女共同参画条例制定・・(〇〇市など) 男女共同参画宣言都市・・(〇〇市など)</p>
<p>⑩立法効果(実効性)</p>	<p>未</p>	<p>今後検討</p>	<p>市、市民、事業者の男女共同参画社会の形成に関する意識の向上が図られる。男女間の役割分担の意識が見直され、社会の中での女性の地位向上により男女間の是正が図られる。 審議会等における女性委員の登用数の増加 女性公務員、女性教員の採用数及び登用数の増加 家事などの役割分担についての意識の変化 配偶者等からの暴力(DV)相談件数の減少</p>

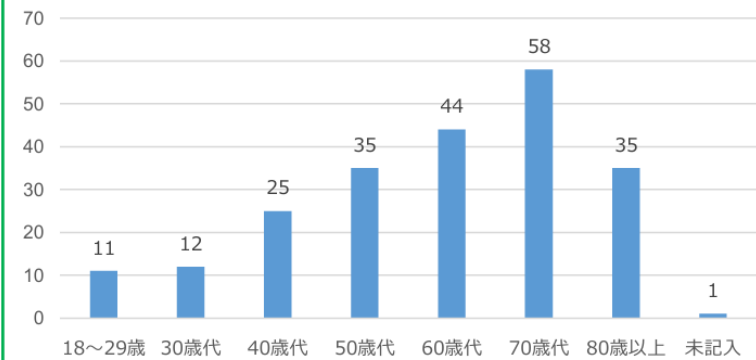
4. 委員会スケジュール・検討事項について

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月初旬	10月中	11月上旬～	12月中
検討委員会②③		-	検討委員会④⑤⑥			検討委員会・整文	例規審査	パブリックコメント	最終調整・議会上程	条例審査・議決
委員会②（今回） ・理念の法形式について →なぜ条例なのか？ 委員会③ ・条例の基本設計（理念、規制、コミュニケーション、実効性、紛争処理） →どのような条例にするか？ ・その他の取り組みについて		-	委員会④ ・類似等条例 ・条例の詳細設計 →丹波の森構想に、新たにどのようなエッセンスを加えるか 委員会⑤ ・具体的な条文案の検討			【補足】 答申、整文	（例規審査：市内部で関連法規との整合性などを確認する作業）	（パブコメ：市民、市内事業者、行政、その他セクターからの意見を聴取、反映するためのプロセス）	（市議会に議案として提案するための手続き）	（市議会での議論、審議、採否の判断）（※市議会の判断によっては成立の時期が変更される可能性もある）
			委員会⑥ ・具体的な条文案の検討 ・その他の取り組みについて							

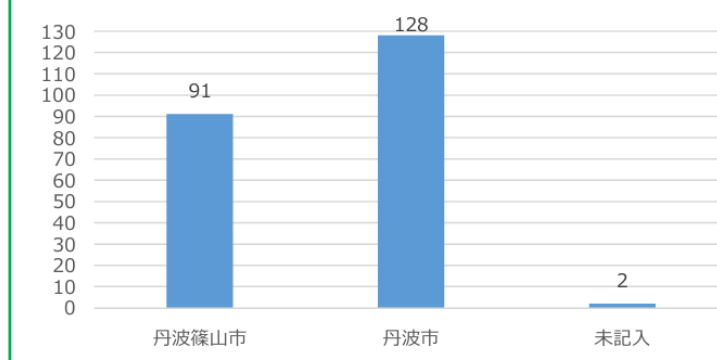
5. 最新の県民意識調査の結果について（情報提供）

令和7年度県民意識調査 森構想調査の結果

問1 あなたの年齢は、次のどれですか。(n=221)



問2 あなたの居住地は、次のどれですか。(n=221)



問13 「丹波の森づくり」(「丹波の森宣言」、「丹波の森構想」を含む)という言葉聞いたことがありますか。(n=221 ※内2名は居住地不明)

